

「石川県警察少年相談実施基準」の制定について

昭和60年5月7日防発第299号
警察本部長より各部・課・隊・校・
署長あて

改正 昭和63年3月28日少発第108号
平成11年2月1日少乙第19号
平成19年7月27日少甲達第22号
平成19年12月7日少甲達第48号

従来、少年相談に係る業務については、石川県少年警察活動に関する訓令（平成9年3月24日石川県警察本部訓令第4号）に基づいて実施しているところであるが、最近における少年非行情勢の悪化を背景として、少年や保護者等の間に少年の非行防止その他少年の健全な育成に関する悩みごと、困りごと等が増えたため、少年相談に係る事務量が增大するとともに、その内容が複雑多様化し、慎重な対応を要する相談事案が多数みられる状況にある。

そこで、このたび、少年相談の意義、処理手続等必要な事項について、別添のとおり「石川県警察少年相談実施基準」を定め、もって少年相談に係る業務の適正かつ効果的な運営を図ることとしたので、本基準の趣旨にのっとり、その運用に遺憾なきを期されたい。

（別添）

石川県警察少年相談実施基準

第1 趣旨

- 1 この基準は、石川県警察における少年相談の実施について必要な事項を定め、もって少年相談の適正かつ効果的な実施に資することを目的とする。
- 2 少年相談の実施は、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）及び石川県少年警察活動に関する訓令（平成19年石川県警察本部訓令第32号）によるほか、この基準に定めるところによる。

第2 少年相談の意義

少年相談とは、少年又はその保護者等から、少年の非行防止その他少年の健全な育成に係る事項に関し、悩みごと、困りごと等の相談があったときに当該事案の内容に応じ、必要な指導、助言、その他の援助を行うことをいう。

第3 少年相談担当責任者等の指定

- 1 本部少年課長及び警察署長は、次の職にある者を、少年相談担当責任者及び少年相談担当者（以下「少年相談担当責任者等」という。）に指定し、少年相談の処理に従事させるものとする。
 - (1) 少年相談担当責任者
 - ア 本部少年課にあつては、企画指導又は対策担当課長補佐
 - イ 警察署にあつては、生活安全課長又は生活安全刑事課長
 - (2) 少年相談担当者

ア 本部少年課にあっては、主として少年相談専門員があたるほか警部補以下の警察官、少年警察補導員、その他少年相談の処理に従事させることが適当と認められる職員

イ 警察署にあっては、生活安全部門を担当する警部補以下の警察官、少年警察補導員及び警察安全相談担当係員、その他少年相談の処理に従事させることが適当と認められる職員

2 少年相談担当責任者等は、少年相談を処理するために必要な知識及び技術の向上に努めなければならない。

第4 少年相談の受理

警察職員は、少年又はその保護者等から少年相談があったときは、当該事案の内容を正しく把握したうえ、これを受理するものとする。

第5 少年相談の措置

1 警察職員は、受理した少年相談のうち、簡易なものについては、その場で適宜指導、助言、その他の援助を与えるものとし、複雑なものについては、相談者に対して、引継先、連絡方法等を教示し、これを少年相談担当者に引き継ぐものとする。

2 少年相談担当者は、受理し、又は引継を受けた少年相談のうち、当該事案の内容からみて、自己の判断で事案の解決を促すことができると認められるものについては、適宜指導、助言、その他の援助を与えるものとし、十分な検討を要すると認められるもの及び措置の選択について慎重を期する必要があると認められるものについては、少年相談担当責任者の意見を聴いたうえで措置するものとする。

3 少年相談に係る事案を解決するため、当該少年相談において問題となっている少年（以下「対象少年」という。）自身に面接し、これに対する指導、助言、その他の援助を行うことが必要であると認めるときは、対象少年の保護者等と連絡をとり、対象少年を適当な場所に招致して指導、助言、その他の援助を行い、また、対象少年に対して、相当期間継続して指導、助言、その他の援助を行うことが必要であると認められる場合は、対象少年の性格を正しく把握したうえ、非行等の原因、家庭環境等について改善を促すなど、継続的に指導、助言、その他の援助を行うものとする。

4 受理した相談が、他の所属又は、関係機関において取り扱う方が適当であると認めるときは、相談者に対して引継先、連絡方法等を教示し、これを当該所属又は関係機関に引き継ぐものとする。

5 警察署長は、受理した少年相談で資質の調査を必要とする事案、その他警察署で扱うことが困難な事案等、少年相談専門員による措置が必要と認められるときは、別記様式第1号の少年相談引継書により、速やかに本部少年課長に引き継ぐものとする。

6 本部少年課長は、前記引継ぎを受けたときは、少年相談専門員による必要な

措置をとるとともに、その措置状況を当該警察署長に通報するものとする。

第6 運用上の配慮事項

- 1 少年相談は、関係者が気軽に出入りでき、落ち着いて相談が出来る場所において行うように配慮するものとする。
- 2 少年相談の実施に当たっては、相談者の心情を十分に考慮して行うとともに、関係者の秘密の保持に特に配慮するものとする。
- 3 本部少年課及び警察署において、少年相談の利用を促進するため、広報に努めるとともに、少年相談室等を設けたときは、当該施設の入り口等に「少年相談室」の表示を掲げるものとする。
- 4 少年相談を促進するに当たっては、心理学、教育学又は社会学を専修した者を少年相談担当者として配置するように努めるとともに、少年相談担当者が少年相談に関する教養や研修を受けられるように留意し、関係機関との事例研究会、情報交換会等を開催するなど関係機関との連携の強化にも配慮して、少年相談の処理体制の充実を図るものとする。
- 5 指導、助言、その他の援助を行うに当たっては、少年指導委員、少年警察協助手員、少年補導員等の民間有志者を有効に活用するよう配慮するものとする。

第7 少年相談受理簿

本部少年課、警察署及び交番（駐在所）に、別記様式第2号の少年相談受理簿を備付け、受理した少年相談について相談者、相談内容、措置等を記録し保存するものとする。

別記第1号様式

第 年 月 日 号

生活安全部少年課長 殿

警察署長

少年相談引継書

次の理由により、少年相談専門員による措置が必要と認められるので引継する。
記

| 受理年月日 | 年 月 日 (曜日) | | | |
|----------------|--------------|--|-------|--|
| 相 談 者 | 住 所 | | | |
| | 氏 名 | | 年 齡 | |
| | 職 業 | | T E L | |
| 相 談 要 旨 | | | | |
| 専門員の措置を必要とする理由 | | | | |
| 警察署の措置 | | | | |
| 備 考 | | | | |

別記様式第2号

少年相談受理簿

| | | | |
|-------|------------------|-----|------------|
| 件名 | | 取扱者 | (印) |
| 受理 | 年 月 日()午前・後 時 分 | | |
| 相談者 | 住所 職業 氏名 | 電話 | 年 月 日生(歳) |
| 関係人 | | | 相談者との関係 |
| 相談の要旨 | | | |

| | | | |
|--|--|--|---|
| <p style="text-align: center;">処 理 の 概 要</p> | | | |
| <p style="text-align: center;">処 理 結 果</p> | <p style="text-align: center;">処 理 年 月 日</p> | <p style="text-align: center;">年 月 日</p> | <p style="text-align: center;">他機関等との連絡事項</p> |
| <p style="text-align: center;">備 考</p> | | | |